

第2回米国関税措置に係る中小企業支援機関等の情報連絡会議

日時：令和7年6月10日（火）16時～

場所：県庁北館2階 第一会議室

1 開 会

2 連絡事項

- ・ 米国関税措置の現状
- ・ 各行政機関の取組状況

3 意見交換

4 閉 会

第2回米国関税措置に係る中小企業支援機関等の情報連絡会議 出席機関

【中小企業支援機関】

広島県商工会議所連合会

広島県商工会連合会

広島県中小企業団体中央会

公益財団法人ひろしま産業振興機構

独立行政法人日本貿易振興機構広島貿易情報センター

【金融機関】

一般社団法人広島県銀行協会

【行政機関】

中国経済産業局

中国財務局

広島労働局

広島県

米国トランプ政権の 関税政策の要旨

～相互関税、自動車・同部品、鉄鋼・アルミ、
カナダ・メキシコ・中国～

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 米州課（北米班）

2025年6月4日

※最新情報は、米国政府の発表資料を参照してください



1 | 相互関税の要旨

<いつから？>

- 米国東部時間**4月5日午前0時1分から、実質的に全ての国・地域から輸入されるほぼ全ての品目に一律10%のベースライン関税**を課す（既存（4/5以前）の関税率+10%）。
- 米国東部時間**4月9日午前0時1分から、大統領令附属書I（Annex I）に列挙した57カ国・地域に対してはそのベースライン関税を、それぞれ設定した関税率まで引き上げる「相互関税」（日本は24%など）を課す予定だったが、トランプ大統領が4月10日以降、90日間（米東部7月9日午前0時1分まで）引き上げを停止と発表**。よって**一律10%のベースライン関税のみ継続**している状況（[米税関ガイダンス4月9日](#)）。
- **中国**には報復合戦を経て**4月10日以降、125%が課されていた**が両国協議を経て**5月14日以降は当初の34%に引き下げつつ、そのうち10%のみ適用**、残り24%の適用は90日間停止（[大統領令](#)）。

<いつまで？>

- 今回の関税措置は、大統領が貿易赤字およびその根底にある非相互的待遇がもたらす脅威が解決、または緩和されたと判断するまで有効。

<対象外品目は？>

- （1）個人手荷物など合衆国法典第50編第1702条（b）の対象品目、**（2）1962年通商拡大法232条に基づき追加関税の対象となっている鉄鋼・アルミニウム製品、（3）同条に基づき追加関税の対象となっている自動車・同部品、（4）銅、医薬品、半導体、木材製品、重要鉱物、エネルギーおよび関連製品（Annex II参照）、（5）キューバ、北朝鮮、ロシア、ベラルーシの原産品、（6）将来232条関税の対象となる可能性のある全ての品目、（7）4月5日に遡及して**スマホ等**を対象外に追加（[ビジネス短信](#)）**

<カナダとメキシコは？>

- **カナダおよびメキシコに対しては**、不法移民やフェンタニルの流入を理由とした国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく追加関税を課しているため、**相互関税は適用されない**。つまり、3月4日以降課されているIEEPAに基づく関税措置が継続される。
- IEEPAによる関税措置では、**米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の原産地規則（ROO）を満たす製品は関税なし**となるが、**ROOを満たさない場合は25%の追加関税**が課される。ただし、このIEEPAに基づく措置が終了した場合、ROOを満たさない両国原産品には12%の相互関税が課される（ROOを満たす製品には、引き続き関税は賦課されない）。

2 | 相互関税の対象は約60カ国・地域に

6月4日時点で米政府から公式に発表されている57カ国・地域に対する関税率

- ・ これら引き上げ後の相互関税率の適用は米東部7月9日午前0時1分まで停止。一律10%のベースライン関税は継続中。
- ・ 中国は2国間協議を経て5月14日から34%に引き下げつつ、うち10%のみ適用。残り24%は90日間停止。

国・地域	相互関税率
アルジェリア	30%
アンゴラ	32%
バングラデシュ	37%
ボスニア・ヘルツェゴビナ	35%
ボツワナ	37%
ブルネイ	24%
カンボジア	49%
カメルーン	11%
チャド	13%
中国	125→34%
コートジボワール	21%
コンゴ民主共和国	11%
赤道ギニア	13%
欧州連合（EU）	20%
フォークランド諸島	41%
フィジー	32%
ガイアナ	38%
インド	26%
インドネシア	32%

国・地域	相互関税率
イラク	39%
イスラエル	17%
日本	24%
ヨルダン	20%
カザフスタン	27%
ラオス	48%
レソト	50%
リビア	31%
リヒテンシュタイン	37%
マダガスカル	47%
マラウイ	17%
マレーシア	24%
モーリシャス	40%
モルドバ	31%
モザンビーク	16%
ミャンマー	44%
ナミビア	21%
ナウル	30%
ニカラグア	18%

国・地域	相互関税率
ナイジェリア	14%
北マケドニア共和国	33%
ノルウェー	15%
パキスタン	29%
フィリピン	17%
セルビア	37%
南アフリカ共和国	30%
韓国	25%
スリランカ	44%
スイス	31%
シリア	41%
台湾	32%
タイ	36%
チュニジア	28%
バヌアツ共和国	22%
ベネズエラ	15%
ベトナム	46%
ザンビア	17%
ジンバブエ	18%

3 | 自動車・自動車部品関税の要旨

＜自動車・同部品両方＞

- 自動車・同部品に対する追加関税に関しては、**ドナルド・トランプ大統領が4月29日、関税の軽減措置と他の追加関税との累積停止を発表**している。
- 5月1日には米国税関・国境警備局（CBP）が**累積停止措置に関する輸入者向けのガイダンス**も発表し、同措置に基づいて関税還付を申請するための手続きを5月16日までに官報で公示すると通知した。CBPは還付を希望する輸入者に対し、官報公示後に申請を行うよう指示している。
- また、**自動車部品の輸入に対して、関税を相殺する制度**を設けた。自動車メーカーは4月3日～2026年4月30日に米国で組み立てられた自動車の希望小売価格（MSRP）の合計額の3.75%に相当する輸入調整相殺額を、2026年5月1日～2027年4月30日はMSRPの合計額の2.5%を申請できる。

＜自動車＞

- 米国東部時間**2025年4月3日午前0時1分以降**に通関する、**乗用車〔セダン、多目的スポーツ車（SUV）、クロスオーバーSUV、ミニバン、カーゴバン〕、小型トラック**に対して、**25%の追加関税**が課される。
- 対象品目のHTSコードは官報附属書I（Annex I）の（b）を参照。ただし、対象品目のうち、**米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の自動車原産地規則（ROO）を満たす車両については、非米国産部品の価格に対してのみ追加関税が課される**。CBPは4月2日、自動車の米国輸入に対する232条関税について、**輸入業者向けのガイダンス**を発表している。関税の払い戻し（ドローバック）が適用されないなどが定められている。

＜自動車部品＞

- 米国東部時間**2025年5月3日午前0時1分以降**に通関する、**エンジン・エンジン部品、トランスミッション・パワートレイン部品、電子部品など**に対して**25%の追加関税**が賦課される。対象品目のHTSコードは官報附属書Iの（g）を参照。
- ただし、対象品目のうち、**米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の自動車原産地規則（ROO）を満たす部品については、非米国産部品の価格に対してのみ追加関税を適用するプロセスが確立されたと商務長官が発表するまで、当面は追加関税の対象外**。
- CBPは5月1日、自動車部品の米国輸入に対する232条関税について、**輸入業者向けのガイダンス**を発表している。関税の払い戻し（ドローバック）が適用されないなどが定められている。

4 | 鉄鋼・アルミ製品への追加関税措置を拡大

- トランプ大統領は2025年2月10日、1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミニウム製品に対する追加関税措置を拡大などする大統領布告を発表。それらへの追加関税を3月12日に発動。
- 4月4日、アルミ缶、缶ビールを対象品目に追加。加えて6月4日、英国を除き追加関税率を引き上げ。ただし、自動車・同部品関税の対象品目に鉄鋼・アルミ関税は課されない。

第1次トランプ政権

2018年3月

鉄鋼製品に25%の追加関税
アルミ製品に10%の追加関税

2020年1月

特定の鉄鋼・アルミ派生品も対象に追加
鉄鋼派生品は25%、
アルミ派生品は10%の追加関税

例外措置

<国・地域別の適用除外制度>

- ・ 鉄鋼の適用除外：豪州、カナダ、メキシコ、ウクライナ
- ・ 鉄鋼の数量割当：アルゼンチン、ブラジル、韓国
- ・ アルミの適用除外：豪州、カナダ、メキシコ
- ・ アルミの数量割当：アルゼンチン
- ・ 鉄鋼・アルミの関税割当：EU、英国
- ・ 鉄鋼の関税割当：日本

<申請者別の適用除外制度>

<製品別の適用除外制度>

第2次トランプ政権

2025年3月12日

鉄鋼製品・鉄鋼派生品に25%の追加関税
アルミ製品・アルミ派生品に**25%**の追加関税
鉄鋼・アルミ派生品の対象品目を追加

2025年4月4日

アルミ缶・缶ビールも対象に追加

2025年6月4日

鉄鋼製品・鉄鋼派生品に**50%**の追加関税
アルミ製品・アルミ派生品に**50%**の追加関税
鉄鋼・アルミ派生品の対象品目を追加

例外措置

- ・ 2025年3月12日以降、**全廃**
- ・ ただし、申請者別の適用除外制度は布告発表日の2025年2月10日に即日廃止となったが、既に承認を受けていた申請分については有効期限が切れるまで、または数量上限に到達するまで有効

追加の動き

232条関税の対象製品を追加する新プロセス創設
→2025年4月30日に導入。年に3回、産業界から追加要請を受け付け（[広報](#)）

5 | 追加関税対象の鉄鋼・アルミ製品のHTSコード

- 下記の品目（一部除く）については**3月12日以降、25%の追加関税**が課されていたが、6月4日以降、英国を除いて**50%の追加関税に引き上げ**。
- ただし、申請者別の適用除外の承認を既に受けている分については、有効期限が切れるまで、または数量上限に到達するまで有効。

232条鉄鋼・アルミ関税の包括的対象リスト

対象	ガイダンス	包括的な対象リスト	概要
鉄鋼	CSMS#65236374	2018年3月以降の包括リスト	米税関（CBP）は実務者向けに「Cargo Systems Messaging Service（CSMS）」で通関手続きの詳細や対象品目のHTSコードなどを通知。
アルミ	CSMS#65236645	2018年3月以降の包括リスト	

発動時期ごとの対象リスト

対象製品	根拠文書	HTSコード
2018年3月発表の鉄鋼製品	大統領布告9705	7206.10～7216.50、7216.99～7301.10、7302.10、7302.40～7302.90、7304.10～7306.90
2018年3月発表のアルミ製品	大統領布告9704	7601、7604～7609、7616.99.5160、7616.99.5170
2020年1月発表の鉄鋼派生品	大統領布告9980	7317.00.30、7317.00.5503、7317.00.5505、7317.00.5507、7317.00.5560、7317.00.5580、7317.00.6560、8708.10.30、8708.29.21
2020年1月発表のアルミ派生品	大統領布告9980	7614.10.50、7614.90.20、7614.90.40、7614.90.50、8708.10.30、8708.29.21

（注）品目の詳細は各布告の附属書（Annex）を確認すること。（出所）米国政府公開資料（2025年6月4日時点）

Copyright © 2025 JETRO. All rights reserved.
ジェトロ作成。無断転載・転用を禁ず

6 | 232条で個別品目の輸入に関する調査を相次ぎ開始

- トランプ政権は銅、木材、半導体、医薬品、重要鉱物、中・大型トラック、民間航空機・同部品に対しても、追加関税の導入に向けて232条に基づく調査を行っている。
- ラトニック商務長官は4月13日、半導体分野への関税発動は1～2カ月以内との可能性を示唆。

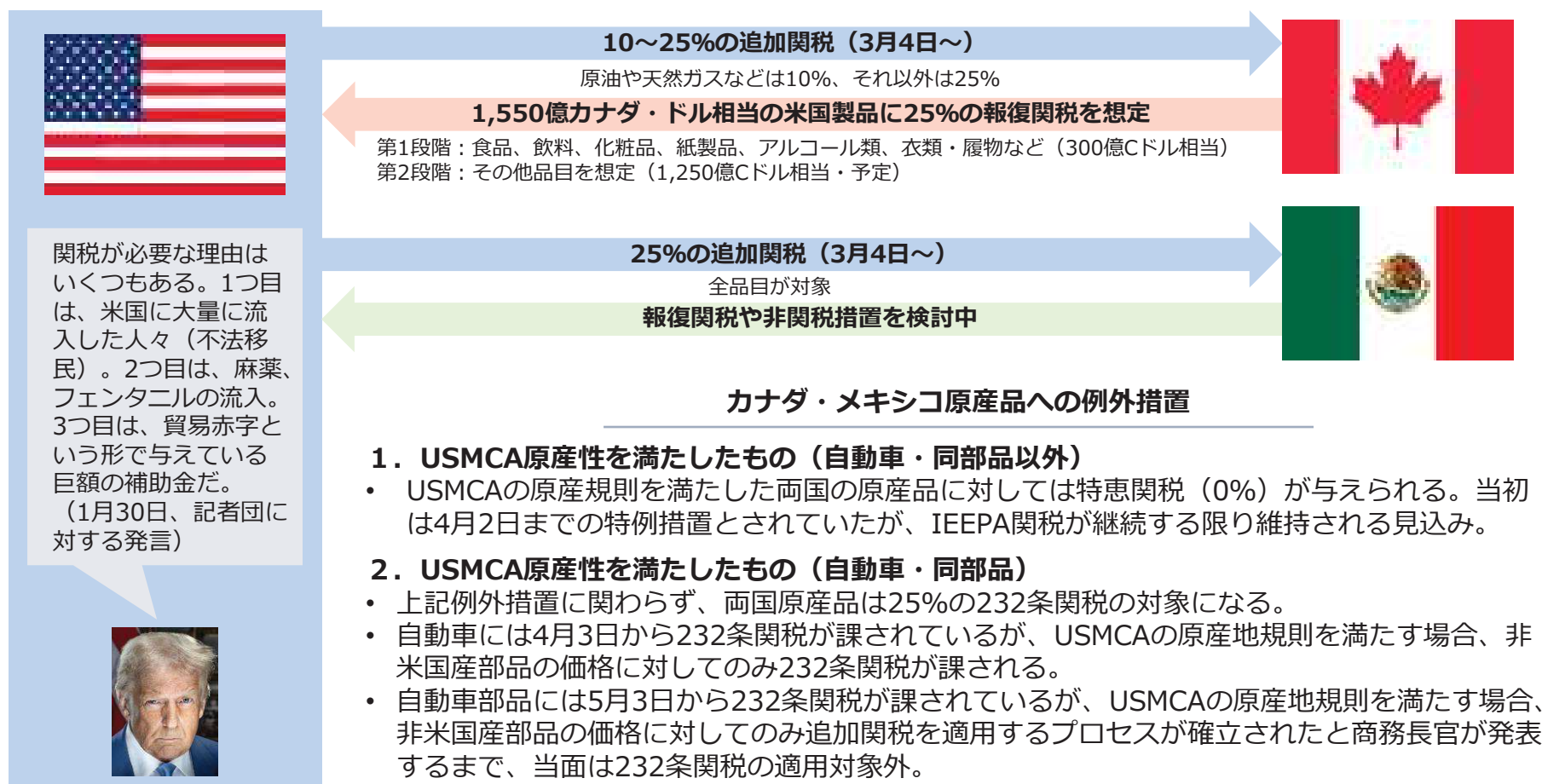
対象品目	調査開始時期	調査対象のスコープ
銅	2025年3月	銅鉱石、銅精鉱、精製銅、銅合金、銅スクラップ、銅派生品を含むあらゆる形態の銅
木材	2025年3月	木材、製材、それらの派生品
半導体	2025年4月	サブストレート、加工前のウエハー、レガシー半導体、先端半導体、マイクロエレクトロニクス製品、半導体製造装置の部材、エレクトロニクス分野のサプライチェーンを構成する半導体を搭載する派生品を含む半導体、半導体製造装置およびそれら派生品
医薬品	2025年4月	ジェネリック医薬品および非ジェネリック医薬品の完成品、医療対策製品、有効医薬成分や主要出発物質などの重要な投入物、およびそれらの派生製品を含む医薬品、医薬成分およびその派生品
重要鉱物	2025年4月	重要鉱物、レアアース、重要鉱物の加工品、派生品〔半製品（半導体ウエハー等）、最終製品（永久磁石、モーター、電気自動車等）を含む〕
中・大型トラック	2025年4月	・ 中型トラック：車両総重量が1万ポンド（約4.5トン）以上、2万6,001ポンド（約11.8トン）未満のトラック ・ 大型トラック：車両総重量が2万6,001ポンド（約11.8トン）以上のトラック ・ 中型・大型トラック部品：エンジン・エンジン部品、トランスミッション・パワートレイン部品、電子部品など中型・大型トラック部品およびシステム
民間航空機・同部品	2025年5月	民間航空機・ジェットエンジンおよびそれら部品

（注） 2025年6月4日時点、調査対象のスコープは関税分類番号（HSコード）では示されていない。

（出所） 米国政府公開資料（[銅](#)、[木材](#)、[半導体](#)、[医薬品](#)、[重要鉱物](#)、[中・大型トラック](#)、[民間航空機・同部品](#)）

7 | カナダ・メキシコにも追加関税発動

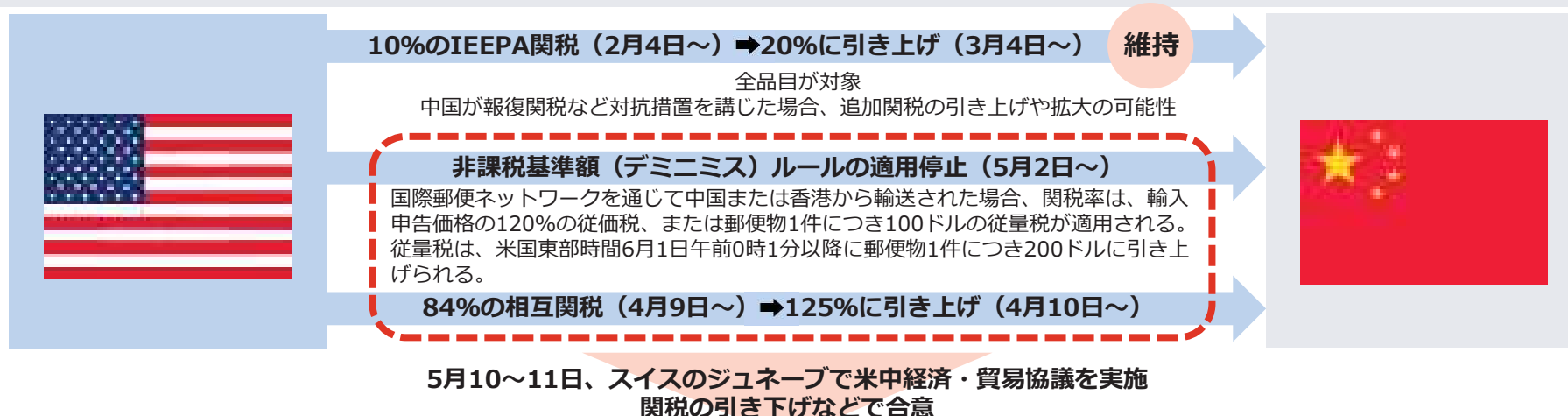
- トランプ大統領は2月1日、不法移民と違法麻薬対策の不備を理由に、カナダ、メキシコ、中国産の全輸入品に対する追加関税を発表。**国際緊急経済権限法（IEEPA）**が根拠法に。
- カナダ、メキシコへの**追加関税は1カ月（3月4日まで）延期したが、結局発動**。その代わり、相互関税は両国原産品には課されない。



（注） 2025年6月4日時点 （出所） 各国政府の発表から作成

8 | 中国にも追加関税発動

- 中国にもフェンタニルの流入を理由に国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づいて、**2月4日から10%の追加関税を適用、3月4日に20%に引き上げ**。
- 中国原産品には125%の相互関税と合わせて計145%の追加関税を課していたが、**スイスでの米中経済・貿易協議を受け、5月14日から計30%に引き下げ**。



米国の対応	中国の対応
1. 相互関税率を5月14日から当初の34%に戻す。そのうち24%の上乗せ税率を90日間停止し、ベースライン関税の10%のみを適用。ただし、1974年通商法301条に基づく追加関税や、IEEPA関税、1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミ製品や自動車・同部品に対する追加関税などは維持。 2. 国際郵便ネットワークを通じて輸入される少額貨物に対する従価税率を5月14日から54%に引き下げ。6月1日に実施予定だった従量税率の200ドルへの引き上げを当面停止。 3. 中国と経済・貿易協議を継続するためのメカニズムを設立。米国側代表はベッセント財務長官とグリア米国通商代表部（USTR）代表が務める。	1. 中国政府は125%まで引き上げた追加関税のうち91%分を停止すると発表した。さらに、4月10日から賦課した追加関税34%のうち、24%は90日間の暫定停止とし、10%を維持すると発表した。 2. また、2025年4月2日以降に発動された、米国に対する非関税対抗措置を停止または取り消すとしているものの、その対象となる具体的な措置は発表されていない。 3. また、引き続き中国側トップを何立峰副首相、米国側トップをスコット・ベッセント財務長官とジェミソン・グリアUSTR代表とし、経済貿易分野について緊密な意思疎通を維持し、協議をさらに展開することで一致した。

（注）2025年6月4日時点、（出所）米国政府公開資料、中国商務部、国家市場監督管理総局発表などから作成

9 | 中国等の海事・物流・造船分野への301条措置内容

- USTRは4月17日、中国企業が運航・所有する船舶や、中国で建造された船舶の米国港湾への入港について、2025年10月から追加料金を課すと発表した。
- 併せて、USTRは中国製の港湾クレーンなど港湾荷役設備に対して、最大100%の追加関税を課す措置案を発表し、措置案に関するパブリックコメントを募集すると発表した。

301条措置の過程と、中国製船舶等に対する料金の概要



- 中国企業が運航・所有する船舶や、中国で建造された船舶が米国港湾へ入港する際、**2025年10月以降は追加料金を課す**。また、自動車運搬船に関しては、中国で建造された船舶に限らず、米国外で建造された全ての船舶の米国港湾への入港に際し、追加料金が課される。

1. 中国の船主・運航者に対する料金

米国港への入港ごとに**純トン数 (NT)** ベースで課金。初年度：50ドル/NT、以降3年間で毎年増額。

2. 中国製船舶の運航者に対する料金

純トン数またはコンテナ数に基づき、初年度は**18ドル/NT または 120ドル/コンテナ**、以降3年間で段階的に増額。

3. 外国製自動車運搬船に対する料金

米国製船舶の奨励のため、**積載能力に応じた料金**を課す。

4. 課金の頻度と場所

最初の米国港でのみ課金され、**1隻あたり年間最大5回まで**。

- 自動車専用運搬船の入港料は1CEU（自動車台数換算輸送容量）当たり150ドルで、一般的な5,000～7,000台積みの場合には1回あたり75万～105万ドルになると見込まれる。

10 | トランプ政権の関税政策の全容

根拠法	対象品目	発動日	関税率など	ビジネス 短信
国際緊急 経済権限法 (IEEPA)	中国原産品	2月4日	・既存の関税率に10%を上乗せ	2月3日
		3月3日	・上乗せ関税率を20%に引き上げ	3月4日
	カナダ、メキシコの 原産品	3月4日	・全品目に25%（カナダ産エネルギー・資源品目は10%）	3月4日
		3月7日	・米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の原産地規則を満たす製品は追加関税の適用除外対象 ※但し、自動車・同部品は232条の追加関税の対象となる	3月7日
	国・地域問わず全品目 ※カナダ、メキシコは対象外	4月5日 4月9日	・第1段階として4月5日以降、国・地域問わず実質的に全品目に対して既存の関税率に10%を上乗せ	4月3日 4月8日
			・第2段階として4月9日以降、57カ国・地域に対しては上乗せ率を個別に設定した相互関税率まで引き上げ→4月10日以降、引き上げ税率の適用は中国以外90日間停止 ※232条などで追加関税発動済みの品目など一部対象外	4月8日 4月9日
	ベネズエラ産原油を輸入する 国・地域の原産品	4月2日	・ベネズエラで採掘・精製された原油や石油製品を輸入する国・地域の原産品に25%を上乗せ。発動の是非の判断は国務長官の裁量となっている	3月25日
1962年 通商拡大法 232条	鉄鋼・アルミ製品	3月12日	・アルミ製品の追加関税率を10%から25%に引き上げ	2月17日
			・適用除外を撤廃、対象品目を追加 ※米国で溶解・鋳造・精錬された鉄鋼・アルミ材の価格には追加関税が課されない。	3月12日 3月17日
		4月4日	・アルミ缶と缶ビールを関税対象に追加	4月7日
		6月4日	・鉄・アルミ製品の追加関税率を25%から50%に引き上げ（英国除く）	6月4日
	自動車・同部品	4月3日 5月3日	・自動車に対して4月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ ・部品に対して5月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ ※いずれもUSMCAの原産地規則を満たす場合、非米国産部品の価格にのみ追加関税が課される。但し、部品についてはそのプロセスが確立するまで追加関税は免除。	4月3日
		4月29日	一部の追加関税の累積の停止および自動車部品に対する追加関税に相殺制度を設ける	4月30日
	銅、木材	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	3月14日
	半導体、医薬品	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	4月15日
	重要鉱物	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	4月16日
	中・大型トラック	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	4月24日
	民間航空機・同部品	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	5月12日

(注) 2025年6月4日時点
(出所) 米国政府公開資料

参考リンク集

- [米国関税措置に伴う日本企業相談窓口の拡大について](#)
→無料でのご相談に対応致します
- [第2次トランプ政権の動向 | 米国 - 北米 - 国・地域別に見る - ジェトロ](#)
→米国発のみでなく、各国の反応の短信記事も掲載
- [特集：米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）を取り巻く環境 | 国・地域別に見る - ジェトロ](#)
→北米3カ国間の貿易投資情報や、自動車サプライチェーンに関する基礎情報も掲載
- [World Tariff](#)
→日本国内居住者であればジェトロ経由で無料で利用可能。タイムラグはあるが、追加関税も反映された関税率の検索が可能。
- [米国ホワイトハウス](#)
→米国政府発の公式な発表
- [米国通商代表部（USTR）対中301条対象品目検索データベース](#)
→HTSコード8桁で、対象かどうか、対象である場合の追加関税率が検索可能
- [米国国際貿易委員会（USITC）関税率検索データベース](#)
→HTSコードや品目名で米国の関税率が検索可能

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 米州課

米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

★ご相談は無料です★

世界の
ビジネス関連情報
を毎日掲載！

閲覧無料

『ビジネス短信』
はこちら



<https://www.jetro.go.jp/biznews/>

北米無料
メールマガジン
『North American
News Briefs』

毎日配信！

新規登録はこちら



<https://www.jetro.go.jp/mail/list/northamericannewsbriefs.html>

■ ご注意

本資料は情報提供を目的に2025年6月4日時点の情報を基に作成したものです。ジェトロは資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じてもジェトロは責任を負うことができませんのでご了承ください。

※最新情報は、米国政府の発表資料を参照してください

広島県における米国関税措置の対応状況

1 これまでの対応

前回の第1回情報連絡会議（令和7年4月11日）以降も、米国の関税措置の動向や状況変化を注視しながら、県内企業への具体的な影響等について把握するよう努めている。

また、相談窓口の設置や資金繰り支援などの当面の支援策を継続するとともに、国への要望など必要な対応を実施している。

（1）県内企業へのアンケート調査 ※詳細は別紙1のとおり

- 県内企業の現状を把握するため、年3回実施している定例の「経営環境調査」において、米国関税政策の影響に関するアンケート調査を実施した（令和7年5月9日～5月22日）。

【アンケート調査 結果概要】

- ・ 米国関税政策の影響について回答を得た355社中、「大いに影響が出ている」が14社（3.9%）、「影響が出ている」が25社（7.0%）となり、全体の約1割の企業が影響を受けていると回答した。また、業種別では、製造業が最も影響を受けており、各種製造業では概ね50%以上が影響を受けているという回答結果となった。
- ・ 影響の内容については、「受注減や販売減」が66.4%で最も多く、次いで「世界的な景気後退に伴う売上の減少」が43.0%という結果となった。
- ・ 検討中の対策については、「今後の動向を注視」が72.9%で最多となり、次いで「コスト削減」が32.9%、「価格転嫁の推進」が25.0%という回答が得られた。

- アンケート調査後、より具体的な影響を把握するため、「大いに影響が出ている」又は「影響が出ている」と回答した企業に対し、電話聞き取りによるフォローアップ調査を実施した。

回答を得た32社中20社において、現時点では売上減少などの具体的な影響は顕在化していないものの、先行き不透明感から影響が出ていると回答したことが確認された。

また、その他の企業においても、影響の程度が明確でないケースが多いことが確認された。

(2) 現行の支援策

ア 相談窓口の設置（令和7年4月8日（火）～）

設置場所：経営革新課（9時～12時、13時～17時（平日のみ））

- ・金融支援に関すること（県制度融資の紹介等）
082-513-3321（金融企画グループ）
- ・経営支援に関すること（生産性向上に係る支援策の紹介等）
082-513-3371（経営支援グループ）

【相談実績】

金融に関する相談2件、経営に関する相談1件（6月9日現在）

イ 資金繰り支援

「緊急経営基盤強化資金」をはじめとした制度融資による資金繰り支援を実施

【制度融資による資金繰りの支援（例）】

資金名：緊急経営基盤強化資金
対象者：経営環境変化等により売上や売上総利益等が5%以上減少している者等
融資限度額：4,000万円
融資期間：10年以内（据置1年以内）
貸出利率：0.9%～1.3%（固定金利）
信用保証料率：0.40%～1.23%

【融資実績】

緊急経営基盤強化資金（米国関税措置を理由とした借入）1件（6月9日現在）

(3) 国への要望等

県では例年、国に対して「施策に関する提案」を行っており、令和7年6月3日（火）には、知事自ら石破内閣総理大臣に対し、米国関税の影響を強く受ける地域経済への支援について要望を行った（要望内容の詳細は別紙2のとおり）。

また、同日、県選出国會議員に対して、この要望の説明を行った。

2 今後の対応

一部の企業で具体的な影響が出始めていると考えられる一方、売上減少などの明確な影響が顕在化しているとまでは言えない状況である。

このため、引き続き米国政府の動向を注視しつつ、関係機関と連携して県内企業への影響を的確に把握し、支援策の検討を進めていく。

県内企業へのアンケート調査（米国関税政策の動向による影響について）

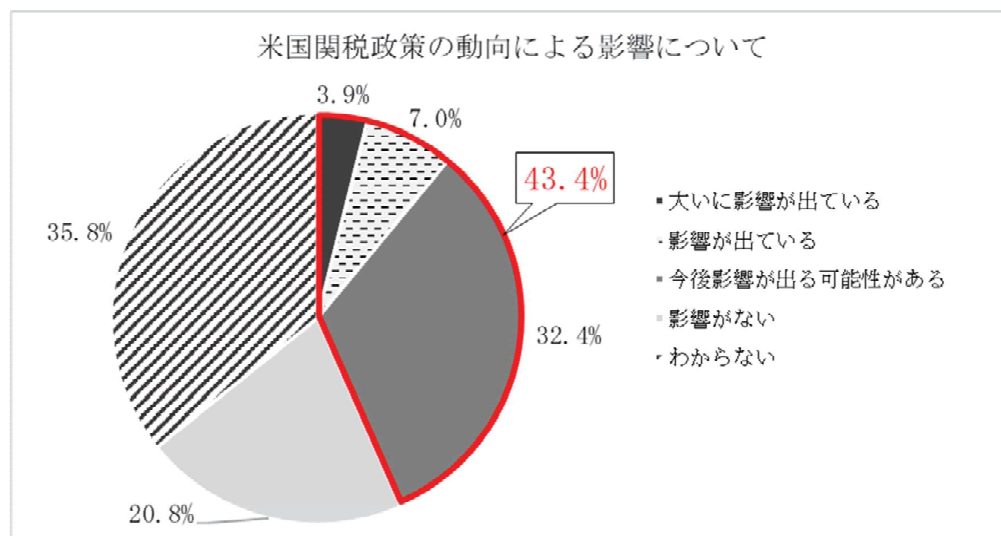
1 調査概要

(1) 対象者数	広島県内に事業所を置く企業 1,028 社 ※転居先不明等で戻ってきた企業を除く																																													
(2) 対象業種	令和3年経済センサス活動調査により、原則として付加価値額の大きい業種を対象とし、業種ごとに対象企業を無作為で抽出																																													
(3) 調査方法	郵送で調査への協力を依頼。広島県電子申請システムなどで回答を受付。 (回答) 電子申請システム 74.9%、ファクシミリ 24.5%、その他 0.6%																																													
(4) 調査期間	令和7年5月9日～令和7年5月22日																																													
(5) 有効回答	355 社（有効回答率：約 34.5%）																																													
	<table><tr><th>業種</th><th>実数 (社)</th><th>業種</th><th>実数 (社)</th></tr><tr><td>一般機械</td><td>15</td><td>医療・福祉</td><td>25</td></tr><tr><td>輸送用機械</td><td>21</td><td>建設業</td><td>33</td></tr><tr><td>鉄鋼・金属製品</td><td>22</td><td>運輸業・郵便業</td><td>18</td></tr><tr><td>プラスチック製品・化学</td><td>10</td><td>学術研究・専門・技術サービス業</td><td>19</td></tr><tr><td>電気機械</td><td>11</td><td>情報通信業</td><td>17</td></tr><tr><td>食料品</td><td>11</td><td>不動産業・物品賃貸業</td><td>18</td></tr><tr><td>その他製造業</td><td>44</td><td>宿泊業</td><td>4</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>19</td><td>飲食店・その他飲食サービス業</td><td>13</td></tr><tr><td>小売業</td><td>26</td><td>教育・学習支援業</td><td>29</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>355</td></tr></table>			業種	実数 (社)	業種	実数 (社)	一般機械	15	医療・福祉	25	輸送用機械	21	建設業	33	鉄鋼・金属製品	22	運輸業・郵便業	18	プラスチック製品・化学	10	学術研究・専門・技術サービス業	19	電気機械	11	情報通信業	17	食料品	11	不動産業・物品賃貸業	18	その他製造業	44	宿泊業	4	卸売業	19	飲食店・その他飲食サービス業	13	小売業	26	教育・学習支援業	29	合計		355
	業種	実数 (社)	業種	実数 (社)																																										
	一般機械	15	医療・福祉	25																																										
	輸送用機械	21	建設業	33																																										
	鉄鋼・金属製品	22	運輸業・郵便業	18																																										
	プラスチック製品・化学	10	学術研究・専門・技術サービス業	19																																										
	電気機械	11	情報通信業	17																																										
	食料品	11	不動産業・物品賃貸業	18																																										
	その他製造業	44	宿泊業	4																																										
	卸売業	19	飲食店・その他飲食サービス業	13																																										
	小売業	26	教育・学習支援業	29																																										
	合計		355																																											
	<table><tr><th>従業員数</th><th>実数 (社)</th><th>構成比 (%)</th></tr><tr><td>5人以下</td><td>26</td><td>7.3%</td></tr><tr><td>6～20人</td><td>120</td><td>33.8%</td></tr><tr><td>21～50人</td><td>97</td><td>27.3%</td></tr><tr><td>51～100人</td><td>57</td><td>16.1%</td></tr><tr><td>101～200人</td><td>24</td><td>6.8%</td></tr><tr><td>201～300人</td><td>15</td><td>4.2%</td></tr><tr><td>301人以上</td><td>16</td><td>4.5%</td></tr></table>			従業員数	実数 (社)	構成比 (%)	5人以下	26	7.3%	6～20人	120	33.8%	21～50人	97	27.3%	51～100人	57	16.1%	101～200人	24	6.8%	201～300人	15	4.2%	301人以上	16	4.5%																			
	従業員数	実数 (社)	構成比 (%)																																											
5人以下	26	7.3%																																												
6～20人	120	33.8%																																												
21～50人	97	27.3%																																												
51～100人	57	16.1%																																												
101～200人	24	6.8%																																												
201～300人	15	4.2%																																												
301人以上	16	4.5%																																												

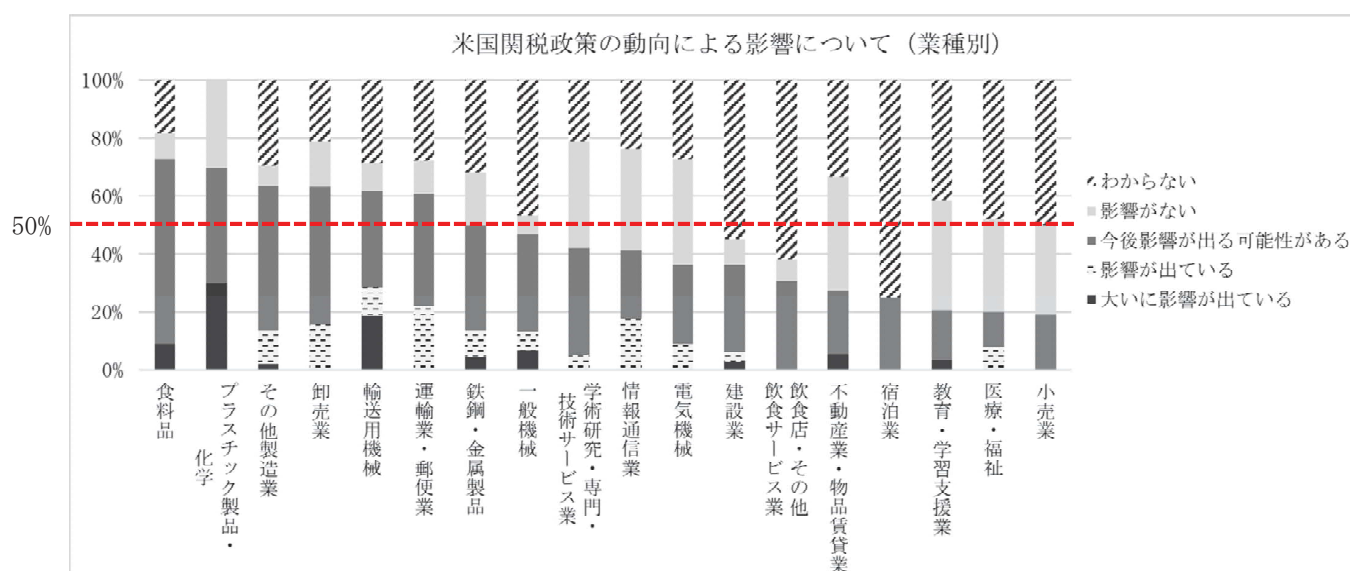
2 調査結果

(1) 米国関税政策の動向による影響について (n=355 単一回答)

- 「大いに影響が出ている」(3.9%) 又は「影響が出ている」(7.0%) と回答した企業は全体の1割程度となっており、「今後影響が出る可能性がある」(32.4%) を含めると、全体の約4割の企業が何らかの影響を受けている又は受ける可能性があるという回答結果が得られた。

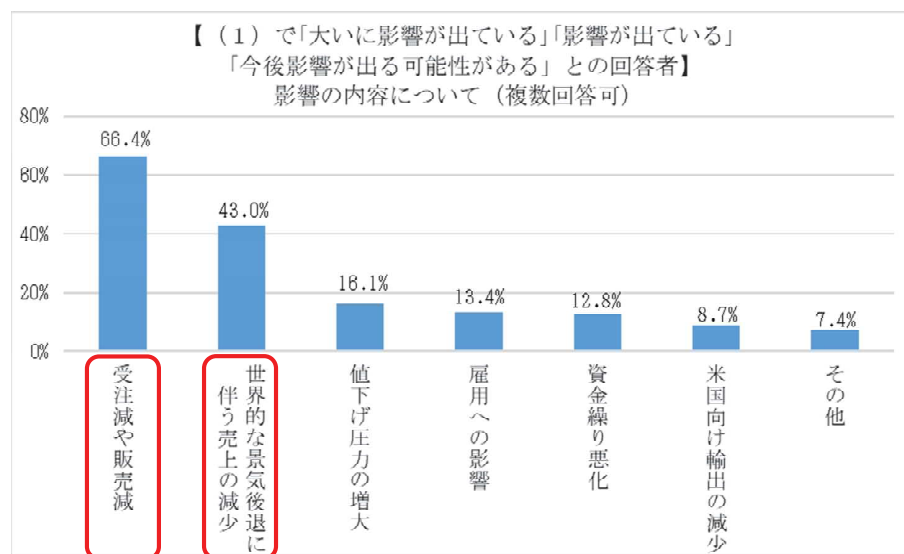


- 業種別に見ると、「大いに影響が出ている」、「影響が出ている」、「今後影響が出る可能性がある」と回答した企業の割合は、製造業で概ね50%を超えており、一方、小売業、医療・福祉、教育・学習支援業などの業種では20%程度にとどまっており、業種によって影響の度合いに差が見られる回答結果となった。



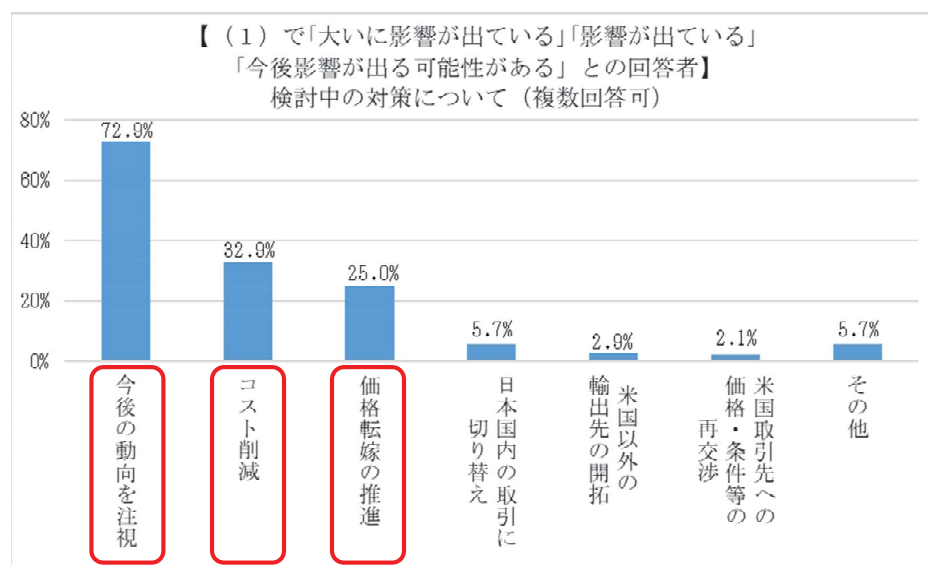
**(2) 【(1) で「大いに影響が出ている」「影響が出ている」「今後影響が出る可能性がある」との回答者】
影響の内容について (n=149 複数回答)**

- 「受注減や販売減」と回答した企業が 66.4%と最も多く、次いで「世界的な景気後退に伴う売上の減少」が 43.0%となっており、多くの企業が今後の業績への影響に不安を抱えている状況がうかがえる。



**(3) 【(1) で「大いに影響が出ている」「影響が出ている」「今後影響が出る可能性がある」との回答者】
検討中の対策について (n=140 複数回答)**

- 「今後の動向を注視」と回答した企業が 72.9%と最も多く、多くの企業が影響の有無や内容を見極めている段階にあることがうかがえる。
- 一方で、「コスト削減」(32.9%)や「価格転嫁の推進」(25.0%)など、自社の取組により影響を軽減しようと検討している企業も一定数見られる状況である。



3 電話聞き取りによるフォローアップ調査

- アンケート調査において「大いに影響が出ている」又は「影響が出ている」と回答した企業 (39 社) に対し、より具体的な影響を把握するため、電話聞き取りによるフォローアップ調査を実施した。
- 回答を得た 32 社中 20 社においては、現時点では売上減少などの具体的な影響は顕在化していないものの、先行き不透明感から「大いに影響が出ている」又は「影響が出ている」と回答したことが確認された。
- また、その他の企業においても、影響の程度が明確でないケースが多いことが確認された。

令和8年度施策に関する提案

令和7年6月



広島県

目 次

1	米国関税の影響を強く受ける地域経済への支援について.....	1
---	--------------------------------	---

米国関税の影響を強く受ける地域経済への支援について

現状/課題

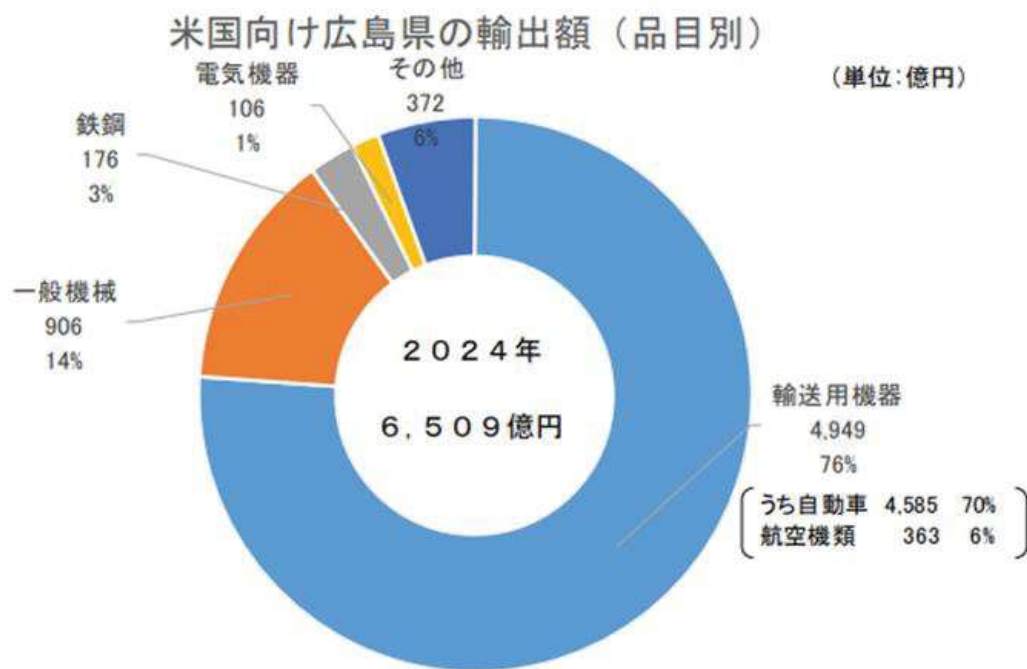
- 広島県内においては、米国向け輸出額のうち輸送用機器が76%を占めており、うち自動車が9割以上を占めている状況。
米国における自動車・自動車部品への追加関税適用により、自動車の国内生産台数への影響が懸念される。
- マツダの国内生産台数が70万台を下回れば、自動車部品サプライヤーのみならず、地域経済に大きな影響を与える。
自動車部品の地域のサプライチェーンが一度崩れると地域経済の立て直しが困難となるため、
県内自動車部品サプライヤーの維持・地域経済の維持に向けて、自動車メーカーの国内生産台数維持を支援するなど、
関税の影響を緩和するための措置を講じていく必要がある。

国への要望事項

- 地方が地域の実情に応じ、米国関税の影響を受ける自動車関連産業への支援を機動的に行えるよう、
「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（内閣府所管）」の増額及び対象事業の拡充など、
積極的な財政措置を検討いただきたい。
- ① 対象事業への「米国関税の影響を強く受ける地域経済への支援(自動車関連産業支援枠)」の追加
- ② 国内生産に占める北米輸出比率等を考慮し、米国関税の影響を強く受ける自動車サプライヤー等が集積する団体に
対して重点支援地方交付金を重点的に配分

(参考資料)

広島県から米国への輸出額



企業からの聞き取り概要

- マツダの国内生産台数が70万台を下回ると、サプライチェーンが崩れる。サプライチェーンを一度崩すと、立て直すのに何年もかかる。
- 今回の関税のような動きがあり、先行きの不透明な環境下では、投資できない。
- 米国での販売台数減を国内でカバーできるように、国内での需要喚起をお願いしたい。
- 人手不足・賃上げに続いて、関税が更に追打ちとなり、絶望感が漂っている。マツダだけでなく、部品メーカー等への影響も予想され、内需拡大等が必要である。

米国の関税措置に対する対応について

2025年6月10日

中国経済産業局

1. 特別相談窓口への相談状況

- 全国約1,000カ所に相談窓口を設置し、JETROを中心にこれまで計3,098件の問合せがあった（5/22時点）。

※中国管内では、経済産業局、政府系金融機関、商工団体等に105箇所の特別相談窓口を設置。

- 相談内容は関税措置の詳細に係る相談が中心だが、資金繰りに関する相談も若干増加している。

＜相談窓口における対応：5/22時点：全国ベース＞

設置機関	窓口数	相談件数
日本貿易振興機構（JETRO）	126	1897
日本政策金融公庫	219	532
信用保証協会	51	270
商工会議所	515	103
商工会連合会	47	77
よろず支援拠点	47	70
日本貿易保険（NEXI）	2	61
地方経済産業局	9	20
その他	165	68
合計	1181	3098

資料：経済産業省第4回米関税対策本部_資料2より引用

2. プッシュ型ヒアリングにおける声や支援策の紹介例

- 4月3日以降、当局では、自動車関連、その他製造業等計54社に対してプッシュ型ヒアリングを行い、米国の関税措置の影響、懸念、今後の対応方針や支援ニーズ等を聞き取っている。
- その際、各社の状況に応じて活用可能な支援策のアドバイスや当局ホームページ（次頁）の内容を紹介している。

主な声と活用可能な支援策

主な声		活用可能な支援策
関税措置の内容について知りたい	- 米国HSコード、原産地証明などの関連情報の最新版がほしい - まとめて解説してくれるウェブサイトがあれば助かる	- 中国経済産業局の専用ポータルサイト“米国関税対策” - ジェトロのホームページに掲載されているビジネス短信の活用
資金繰りの相談がしたい	- 今後影響が大きくなった場合、目先の資金繰りが不安 - 取引停止等の直接的な影響がある	- セーフティネット貸付等を活用した運転資金調達 - 貿易保険を活用した契約破棄等による損失の補償
米国以外へ販路開拓したい	- 欧州や東南アジア等の販路開拓を検討したい - 今後のリスク分散のため、国内外への販路拡大を強化したい	- ものづくり補助金（グローバル化枠）を活用した海外需要の開拓 - 新事業進出補助金を活用した高付加価値市場への進出 - 新規輸出1万者支援プログラム（ジェトロ）の活用
新事業展開、雇用関係の相談をしたい	- 新規顧客開拓のため、新製品開発を進めたい - 生産調整による受注減の雇用への影響を懸念	- ミカタプロジェクト等を通じた事業戦略の見直し、専門家派遣による助言 - 新事業進出補助金を活用した高付加価値市場への進出 - 雇用調整助成金の活用（厚生労働省）

中国経済産業局 専用ポータルサイト“米国関税対策”

参考①



米国関税対策

経済産業省は、米国の自動車に対する追加関税措置の発効と相互関税の発表を受けて、短期の対応として、全国の関係機関での特別相談窓口の設置や資金繰り支援等を実施しています。

本ページでは、米国による関税措置の内容に関する情報と、経済産業省や管内関係機関の支援策の情報を提供します。

掲載ラインナップ

- 新着情報
- 相談窓口関係
- 支援策についてお知りになりたい方はこちら
- 米国関税措置についてお知りになりたい方はこちら
- 参考リンク

3. 米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ

(令和7年4月25日 米国の関税措置に関する総合対策本部決定)

経済産業省関係 抜粋

2. 緊急対応策

(1) 相談体制の整備

(略) 自動車に対する追加関税が発効された4月3日の当日に、日本貿易振興機構(JETRO)に加えて日本政策金融公庫等など全国約1,000か所に特別相談窓口を設置しており、事業者からの相談にきめ細かく対応している。日々状況が変化中、特に不安が募る中小企業の声に耳を傾け、事務的ではなく、寄り添った対応をしていく。くわえて、今後の状況の変化に応じ、プッシュ型の支援ができるよう省庁の地方支分部局や関連団体に相談窓口等の体制を整えていく。

また、ホームページ等を通じ、国民に正確、迅速かつ丁寧な情報提供を行っていく。

(2) 影響を受ける企業への資金繰りを始めとした支援の強化

関税措置により輸出が停滞又は取引条件が悪化する企業、特に中堅・中小企業への金融支援を強化する。取り分け影響の大きい中小企業への資金繰り支援として、日本政策金融公庫等のセーフティネット貸付について、今般の関税措置による影響の拡大や長期化が見込まれる場合には、既に取り組んでいる利用要件緩和に加え、外的要因により業況悪化を来している事業者に適用している金利引下げ措置の対象拡大について、状況をよく見極めた上で、5月以降適切なタイミングからの実施を検討する。さらに、関税措置の影響を受ける業種に対するセーフティネット保証制度の適用や資本性劣後ローンの活用促進により、民間金融機関による支援拡大につなげるなど、資金繰り支援に万全を期す。

参考①

米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ (令和7年4月25日 米国の関税措置に関する総合対策本部決定)

経済産業省関係 抜粋

(略) 国際的な取引についても、国際協力銀行（J B I C）による融資を通じて日本企業の海外事業を支援するとともに、日本貿易保険を通じて、資金繰りの悪化した海外子会社に対する運転資金の融資等に対して保険の付保を行うほか、関税措置に起因する損失が保険金支払事由と認められる場合に輸出保険でカバーするなど機動的に対応する。 参考②

「ミカタプロジェクト」を強力に推進し、中堅・中小の自動車部品サプライヤーに対する経営アドバイスや施策紹介などを行うとともに、新事業への進出等に向けた設備導入や省力化投資への補助などの支援に円滑につなげる。さらに、今後の関税措置による影響を精査した上で、中小企業が抱える様々な経営課題に対応する相談体制や伴走支援の枠組みも活用しつつ、必要な予算を確保しながら、必要に応じて、自動車部品サプライヤー以外の業種に対する伴走支援を拡充し、適切な支援につなげる。 参考③

これらの措置に加え、納税猶予の柔軟な運用や令和6年度補正予算に盛り込んだ重点支援地方交付金を活用した電力・ガス料金の支援なども含め、事業継続を下支えする支援策を整備する。 参考④

米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ (令和7年4月25日 米国の関税措置に関する総合対策本部決定)

経済産業省関係 抜粋

(4) 国内消費喚起策の強化と国民の暮らしの下支え

(略) ガソリン等については、いわゆる「ガソリンの暫定税率」について結論を得て実施するまでの間、足元の物価高にも対応する観点から、現行の燃料油価格激変緩和対策事業を組み直し、定額の引下げ措置を、1か月程度の周知期間を経た上で、5月22日から実施する。 参考⑤

同様に、足元の物価高に対応する観点から、暑くなる夏への対応として、電力使用量の増加する7・8・9月の3か月について、電気・ガス料金支援を実施する。 参考⑥

(5) 産業構造の転換と競争力強化

(略) A I・半導体産業基盤強化フレームに基づき、先端・次世代半導体の国内生産拠点の整備や研究開発支援を着実に実施することにより、国内のA I・半導体産業を育成し、地域経済の大きな牽引役とする。

また、G X分野について、鉄鋼分野等の多排出製造業の大規模製造プロセス転換や、蓄電池・ペロブスカイト太陽電池、浮体式洋上風力などの国内製造サプライチェーン構築、企業の省エネ設備投資・省エネ診断、大企業等と連携したスタートアップの実用化投資等を進めるとともに、再生可能エネルギー・原子力の最大限の活用に向けた投資等を着実に推進することなどにより、脱炭素化とエネルギー供給の強靱化を図りつつ、国内におけるG X投資を促進する。 参考⑦

米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ (令和7年4月25日 米国の関税措置に関する総合対策本部決定)

経済産業省関係 抜粋

(略) 多くの中小企業が人手不足や物価高などの課題に直面し、さらに、今般の関税措置により経営の不確実性が高まっている中、中小企業の賃上げ原資の確保・拡大を後押しするため、価格転嫁の徹底や生産性向上に係る各種支援を行う。特に、中小企業の賃上げを定着させていくために、その原資の確保に必要な価格転嫁対策を徹底するため、今国会に提出している下請法等改正法案の早期成立に向けて着実に取り組む。 参考⑧

その上で、今般の関税措置による影響を受ける中小企業に対して、既に優先採択を行うこととしている「ものづくり補助金」や「新事業進出補助金」に加え、中小企業の実業性向上に係るより幅広い補助金においても優先採択を行う。 参考⑨

(略) 令和6年度補正予算等に盛り込んだグローバルサウス諸国における実証事業等への支援、JETROなどを通じた中堅・中小企業の海外展開支援や農林水産事業者・食品事業者等の輸出支援により、多角化や新規販路開拓を通じて、事業の多角化や代替市場の獲得を促進する。 参考⑩

資金繰り・資金調達支援 ー資金繰り支援

参考①

セーフティネット貸し付けの要件緩和

- ・ 日本政策金融公庫等が実施する**セーフティネット貸付の要件を緩和**し、支援対象を自動車部品メーカー等、米国の自動車に対する関税引上げ等の影響を受ける事業者にまで拡大。
- ・ 「売上高前年同期比 5 %以上減」という要件を満たさなくても、関税引上げの影響を受けたことの説明があれば適用可能とする。

官民金融機関への相談呼びかけ

- ・ 金融庁・財務省等とともに官民金融機関に対し、資金繰り等に重大な支障を来すことがないよう、**影響を受ける中小企業の相談に丁寧に対応するよう要請。**

セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）の概要

[対象者]

- ・ 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる中小企業・小規模事業者

[対象要件]

- ・ 最近 3 ヶ月の売上高が前年同期または前々年同期に比べて 5 %以上減少等
→**特別相談窓口が設置された事象**による影響を受けた場合、**数値要件を満たさず**とも、資金繰りに著しい支障をきたしている又はきたすおそれがあれば対象

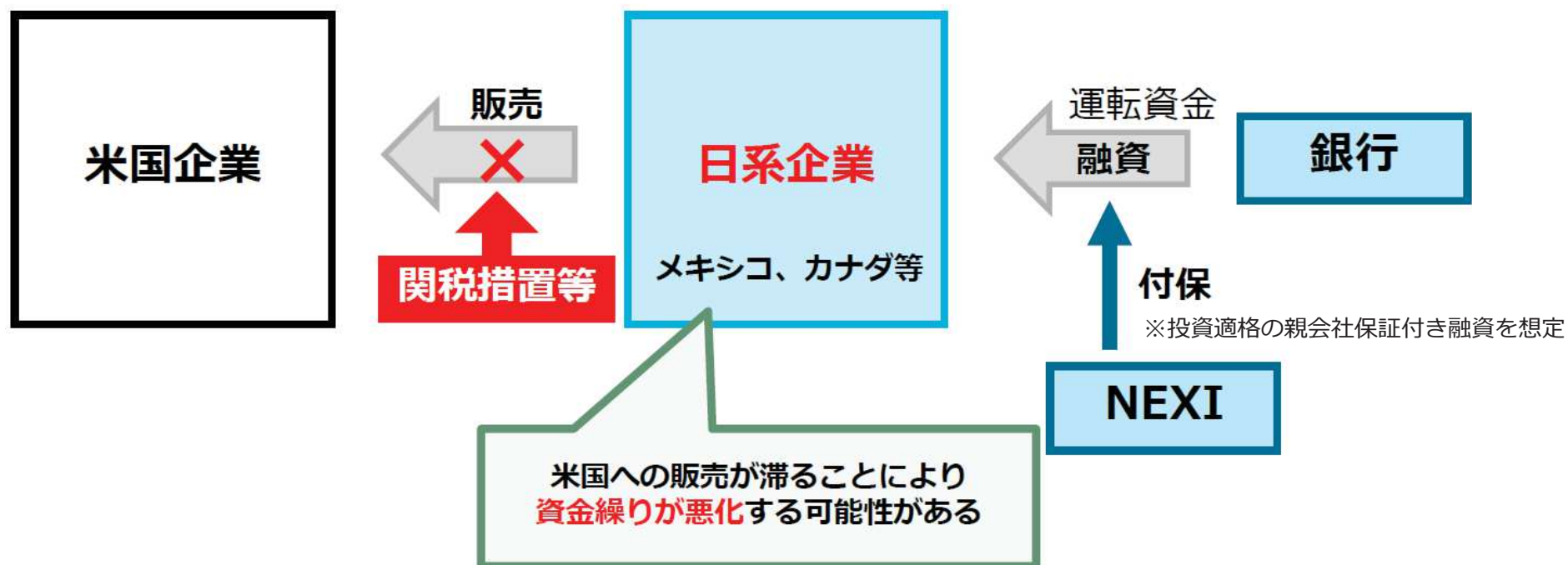
[制度内容]

対象資金	設備資金及び運転資金
貸付限度額	中小企業事業：7億2,000万円 国民生活事業：4,800万円
貸付期間	設備資金15年以内、運転資金 8 年以内
据置期間	3 年以内
貸付利率	基準利率（中小企業事業：2.05% 国民生活事業：2.70%） ＜令和7年4月現在＞

貿易保険

参考②

- 自動車サプライチェーンをはじめとする日本企業海外子会社の資金繰り悪化等に対応するため、日本貿易保険（NEXI）の貿易保険を通じて日本企業を支援。



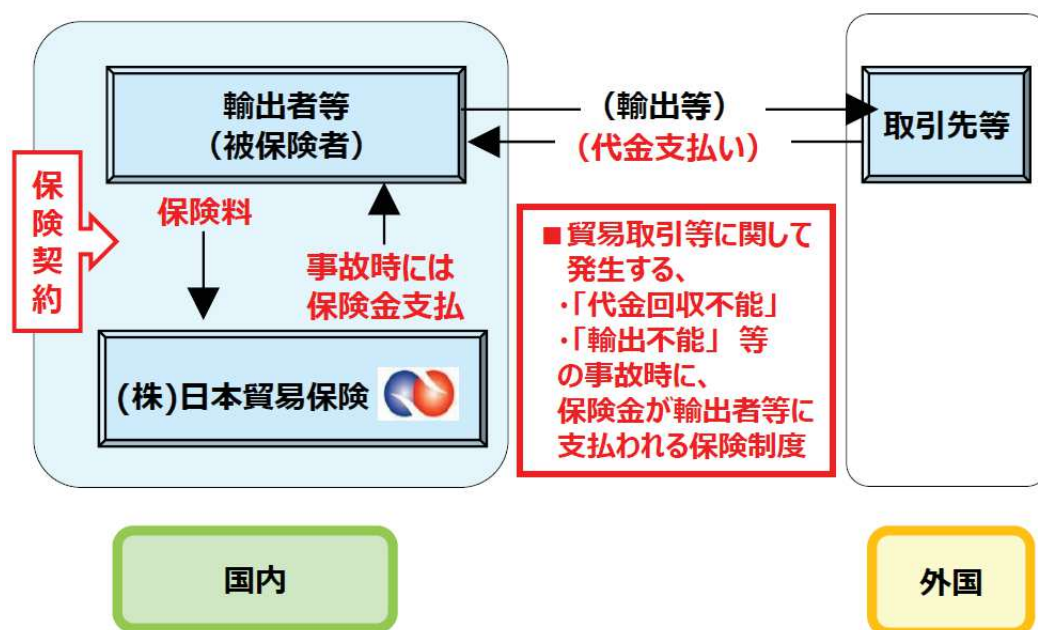
貿易保険

参考②

- ・ 貿易保険は、企業の輸出、投資、融資等の対外取引において生じる民間保険では救済できないリスクをカバーするもの。株式会社日本貿易保険（NEXI）が提供。
- ・ 保険金支払事由は、戦争・テロ、経済制裁等が対象となる一方で、一般的な輸入関税措置は保険金支払事由とならないところ、今回の米国の輸入関税措置に起因して、輸出契約が破棄され、代金回収不能等の損失が発生した場合は、保険金支払の対象とする。

※関税措置決定前に有効な保険契約が対象。

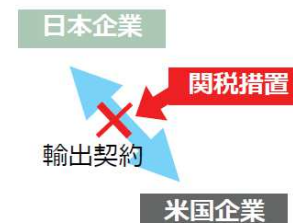
＜貿易保険のスキーム＞



＜米国関税措置に関して保険金が支払われ得ると想定される事例＞

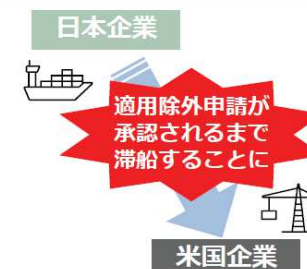
【ケース1】代金回収不能

- ・ 米国企業により輸出契約がキャンセルされ、代金回収が不能となった。
- ⇒ 回収不能となった損失について保険金を支払い。



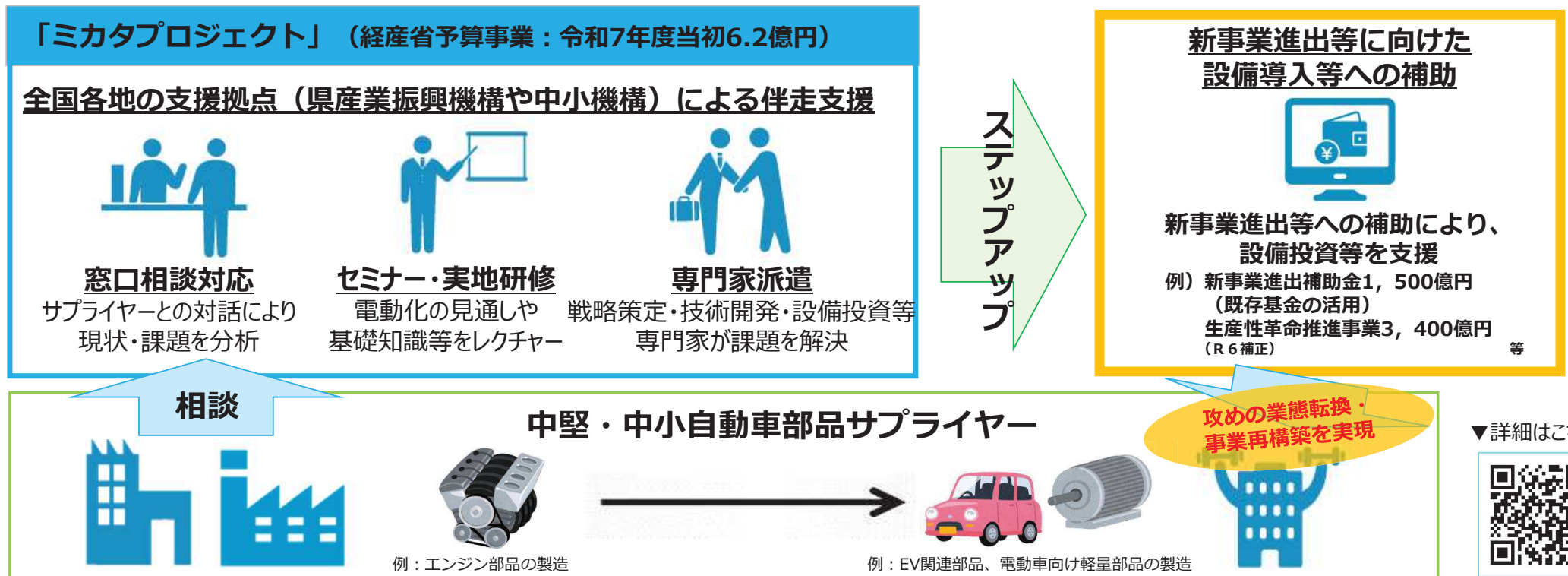
【ケース2】輸送費用(滞船料等)の増加

- ・ 船積み後、関税適用除外の承認が下りるまでの間、現地の港にて滞船することになり、追加的な輸送費用（滞船料等）が発生。
- ⇒ 増加費用事故として追加費用部分の損失について保険金を支払い。



自動車産業「ミカタプロジェクト」

- 中堅・中小の自動車部品サプライヤーに対し、経営アドバイスや各種支援策を紹介する「ミカタプロジェクト」を強力に実施。



「重点支援地方交付金」を活用した電気料金支援等

「重点支援地方交付金」については、令和6年11月に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき拡充が行われたが、令和7年度予備費を活用し「重点支援地方交付金」の増額（推奨事業メニュー分：1,000億円）が措置。

■自治体で講じられている活用参考事例（中小企業等支援事例）

●中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

- 特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

●特別高圧で受電する中小企業等

- 特別高圧で受電する中小企業等、特別高圧で受電する工業団地や商業施設等に入居する中小企業等を支援。中小企業で特別高圧を受電している業種の例としては、鋳物、鍛造、製鐵、繊維、セメント等があげられる。

●商店街の街路灯等

- 商店街灯、防犯灯等（一般的に低圧で受電）に係る支援

●特別高圧で受電する工業用水道施設への支援

燃料価格支援策について

参考⑤

ガソリン等については、物価高に対応する観点から、従来の燃料油価格激変緩和対策事業を組み直し、定額の価格引下げ措置を5月22日から実施。

ガソリン・軽油等

10円/L[※]

定額
引下げ

令和7年5月22日から
実施しています。

5円/L程度から段階的に
下がっていきます。

※灯油等は5円/L引下げ



詳しくはWEBサイトをご覧ください ▶



経済産業省
資源エネルギー庁
Agency for Natural Resources and Energy

新たな燃料油価格支援策（燃料油価格定額引下げ措置）の留意点

- 令和7年5月22日から、新たな燃料油価格支援策へ移行しますが、以下のとおり、ガソリンの小売価格は、**5月22日にすぐさま10円下がるわけではありません。**

- ① ガソリンの買い控えやその反動による需要増など、流通の現場に混乱が生じないよう、定額（ガソリンの場合はリッター当たり10円）に達するまでの間、**段階的に補助金を増やしていく**こととしています。
- ② ガソリンスタンドには値下げ前の在庫があるため、**補助金の効果が小売価格に反映されるには一定の時間**がかかります。

給油待ちの渋滞・行列やガソリンスタンドの在庫切れなど、流通の混乱が生じることがないように、皆様のご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

<令和6年能登半島地震の際に発生した給油待ち行列>



<2008年の暫定税率失効（卸値が大幅に変動）の際に生じた給油待ち行列・在庫切れ>



電気・ガス料金支援

参考⑥

足下の物価高に対応する観点から、令和7年度予備費を措置し、暑くなる夏への対応として、電力使用量が増加する7月、8月、9月の3か月について、電気・ガス代を支援することとしており、具体的には、一般家庭や中小企業の多くが含まれる低圧と高圧については一律に支援。

■ 電気・ガス料金負担軽減支援の概要（一般家庭・中小企業）

- 足元の物価高に対応する観点から、暑くなる夏への対応として、**電力使用量が増加する7月から9月まで電気・ガス代の支援を行う。特に、電力使用量がピークになる8月使用分の負担軽減を重点化**する。
- これにより、標準的な家庭において、**3ヶ月3,000円程度の負担引下げ効果**が実現。
- これまでの国際的な燃料価格の動向及び直近の為替水準を前提とすれば、**7月から9月の電気料金等は、昨年同時期よりも下がることが見込まれる。**

	電気	都市ガス*
7月使用分 9月使用分	低圧：2.0円 /kWh 高圧：1.0円 /kWh	8円/m ³
8月使用分	低圧：2.4円 /kWh 高圧：1.2円 /kWh	10円/m ³

*家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

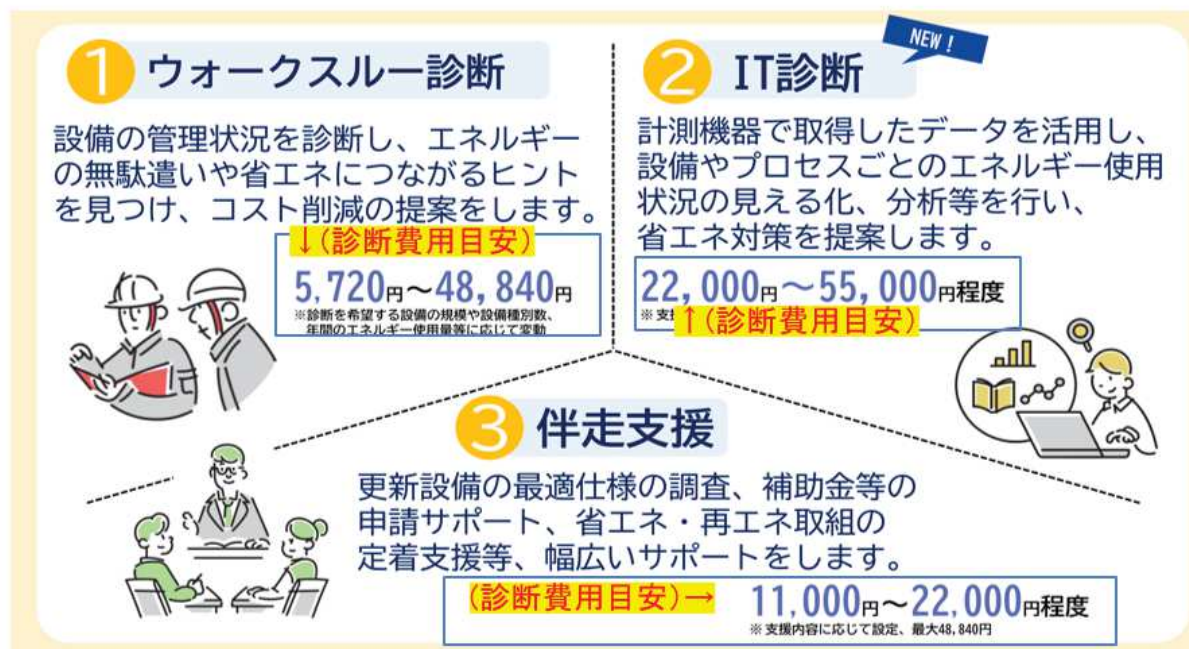
企業における脱炭素化の取組の第一歩は省エネ。省エネを契機として脱炭素化を促進するとともに、省エネ実現によりエネルギーコストの削減が可能。令和6年度補正予算により、企業の省エネに向けた省エネ診断・設備投資を支援。

■省エネ診断

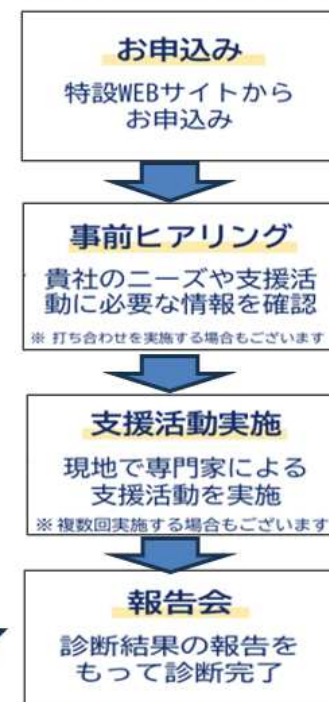
省エネの専門家が工場・ビル・店舗等のエネルギーの使用状況を把握し、省エネできる改善項目を提案します。希望に応じて、省エネ診断結果を基に、省エネ取組と一緒に進めていくためのサポート(伴走支援)を行います。

以下の3つの診断メニューから一つ又は複数選んで診断を受けることが可能です。

【詳細】環境共創イニシアチブ SII
<https://shoeneshindan.jp/>



支援活動の流れ



■省エネ補助金

＜二次公募＞

公募期間：2025年6月2日(月)～7月10日(木)

交付決定：2025年9月上旬(予定)

省エネ設備導入に活用いただける補助金のご案内（省エネ・非化石転換補助金）

【国庫債務負担行為総額 2,375億円】
※令和6年度補正予算額：600億円

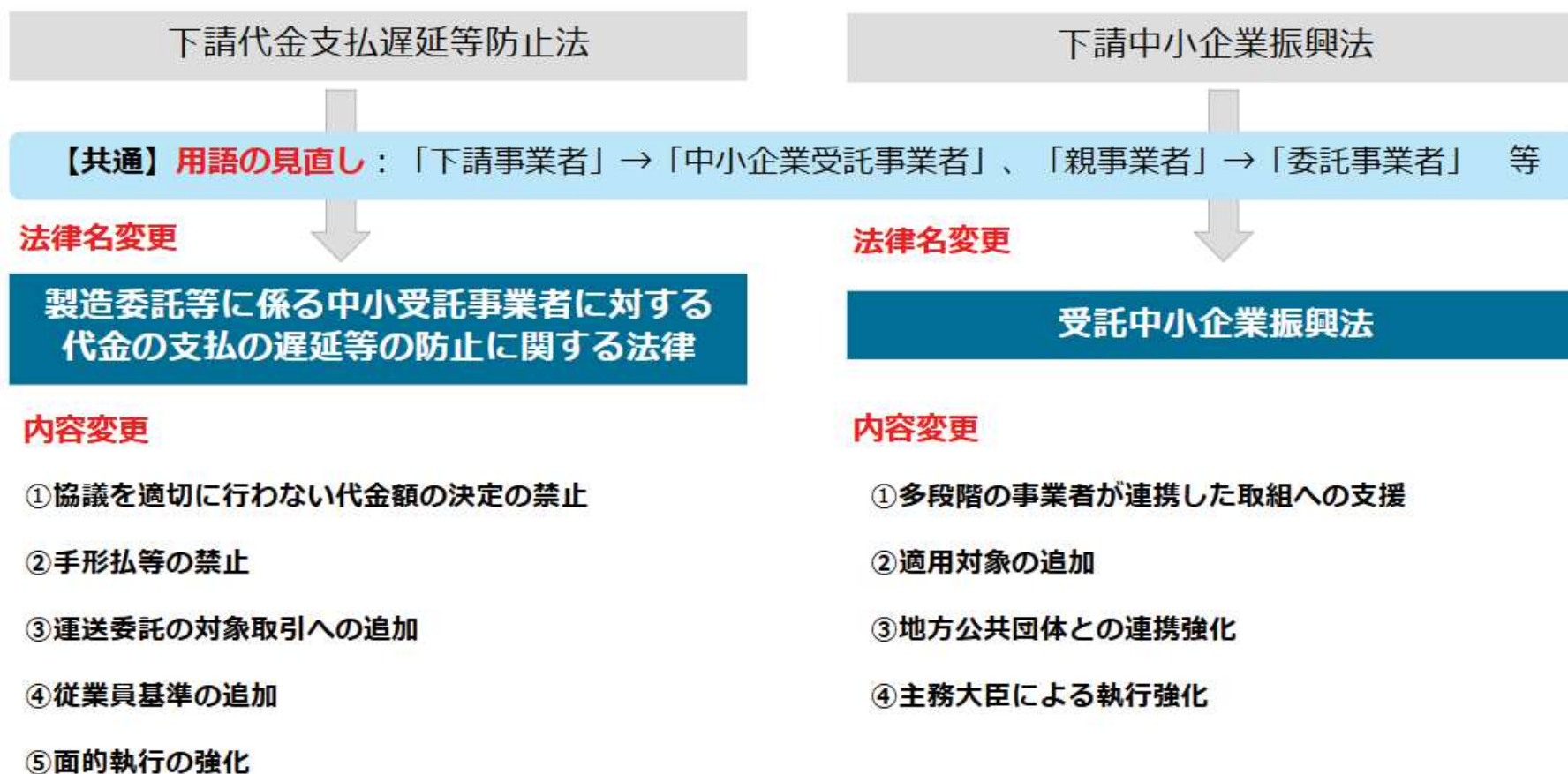
- 省エネ設備投資に活用できる補助金です。
- 以下のとおり4つの類型があり、自社にマッチした設備投資類型で申請可能です。審査の結果、採択されれば補助金を受けることができます。

＜類型＞	＜ 類型の概要、昨年度事業との変更点 ＞	＜ イ メ ー ジ ＞
(Ⅰ) 工場・事業場型 ※旧A・B類型	● <u>工場・事業所全体で大幅な省エネを図る</u>取り組み ● 補助率：1/2（中小） 1/3（大） 等 ● 補助上限額：15億円（下限額：100万円） ● ※中小企業投資枠等を追加	【平釜】  【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用  ● 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。 ● 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、事業所全体の設備・設計を見直し。 ● 3年で37.1%の省エネを実現予定。
(Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型	● <u>電化、低炭素な燃料への転換を伴う機器</u>へ更新 ● 補助率：1/2 ● 補助上限額：3億円（下限額：30万円） ● ※中小企業のみ工事費を補助対象に追加	【キューボラ式】※コークスを使用  【誘導加熱式】※電気を使用 
(Ⅲ) 設備単位型 ※旧C類型	● <u>リストから選択する省エネ機器</u>への更新 ● 補助率：1/3 ● 補助上限額：1億円 ※省エネ要件を追加	【業務用給湯器】  【高効率空調】  【産業用モータ】  など
(Ⅳ) EMS型	● <u>EMS(エネルギーマネジメントシステム)の導入</u> ● 補助率：1/2（中小） 1/3（大） ● 補助上限額：1億円（下限額：30万円） ● ※省エネ要件を見直し	【見える化システムによるロス検出】  【AIによる省エネ最適運転】 

下請法改正

参考⑧

サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現に向け、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和8年1月1日に施行されます。



ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

参考⑨



中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた
新製品・新サービスの開発に必要な
設備投資等を支援します！

補助上限額
最大4,000万円

補助率
1/2～2/3

製品・サービス高付加価値化枠
製品・サービス開発の取組を支援



たとえば・・・
最新複合加工機を導入し、これまでではできなかった精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発

グローバル枠
海外需要開拓等の取組を支援



たとえば・・・
海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展



米国の追加関税措置により大きな影響を受ける事業者は、
優先的に採択
＜20次公募期間：4/25～7/25＞

事業概要

予算額

令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数

基本要件

中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、

①付加価値額の年平均成長率が3.0%以上増加

②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が

事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は

給与支給総額の年平均成長率が2.0%以上増加

③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金30円以上の水準

④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）

の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特別適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。

※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限	750万円～2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3
補助対象経費	＜共通＞機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 ＜グローバル枠のみ＞海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	
その他	収益納付は求めません。	

大幅な賃上げに取り組む事業者のみならず、**補助上限額を100～1,000万円上乗せ**します。

※大幅な賃上げ：(1)給与支給総額の年平均成長率4.0%以上増加(2)事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
※最低賃金引き上げ特別事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除きます。

※上記(1)(2)のいずれか一方で未達の場合、補助金返還義務があります。

最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみならず、補助率を2/3に引き上げます。

※最低賃金の引き上げに取り組む事業者：指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者
※小規模・再生事業者は除きます。

事業の流れ



お問い合わせ窓口
補助金事務局の決定後、掲載します。

中小企業新事業進出補助金

新規事業への進出により、
企業の成長・拡大を図る中小企業の皆様へ

中小企業新事業進出補助金

新規事業への挑戦を目指す中小企業の設備投資を促進!!



既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援

【活用イメージ】

- 機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦
- 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出

※ 申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。

新事業進出補助金

検索



参考⑨

米国の追加関税措置により大きな影響を受ける事業者は、
優先的に採択
＜1次公募期間：4/22～7/10＞

【補助事業概要】

項目	内容
補助対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等
補助上限額	従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円) 従業員数21～50人 4,000万円(5,000万円) 従業員数51～100人 5,500万円(7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円) ※補助下限750万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者(事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。)
補助率	1/2
基本要件	中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、 (※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること) ①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、 又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。
補助事業期間	交付決定日から14か月以内(ただし採択発表日から16か月以内)
補助対象経費	機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費
その他	・ 収益納付は求めません。 ・ 基本要件②、③が未達の場合、未達成率に応じて補助金返還を求めます。ただし、付加価値が増加していないかつ企業全体として営業利益が赤字の場合や天災など、事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還を免除します。

【事業スキーム】



問い合わせ先

新事業進出補助金事務局（コールバック予約システム）
<https://shinijigyou.resv.jp/>



※ 公募内容については、予告なく変更する場合があります。申請の際は必ず公募要領をご確認ください。

中堅・中小企業等の生産性向上・省力化・成長投資支援策

令和7年5月8日時点版

事業名	I 中堅・中小大規模 成長投資補助金 ※中堅企業利用可	II 中小企業成長加速化 補助金	III 中小企業新事業進出 補助金 優先採択	IV ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金 優先採択	V 中小企業省力化投資 補助金（一般型）	V 中小企業省力化投資 補助金（カタログ注文型）
予算額	総額3,000億円	3,400億円(生産性革命推進事業)の内数	1,500億円	3,400億円(生産性革命推進事業)の内数	3,000億円	
目的	生産性向上や事業規模 拡大のために行う工場等の 新設など大規模な設備投 資を支援	売上高100億円を目指す成長 指向型の中小企業の大膽な設 備投資を支援	新市場・高付加価値事業へ の新規参入にかかる設備投 資等を支援	生産性向上や持続的な賃上げに向 けた新製品・新サービスの開発に必 要な設備投資等を支援	業務プロセス自動化や生産プロセ ス改善、DX等の設備導入・シス テム構築等の多様な省力化投資 を促進	人手不足解消に効果がある汎用 製品をカタログから選択・導入し、 簡易で即効性がある省力化投資 を促進
補助上限 補助率	・50億円 ・中堅・中小企業1/3	・5億円 ・中小企業1/2	・2,500万円～7,000万円 (3,000万円～9,000万円) ・中小企業等1/2 ■大幅賃上げ特例 (補助上限額を上乗せ) : 500万円～2,000万円	【製品・サービス高付加価値化枠】 ・750万円～2,500万円 (850万円～3,500万円) ・中小企業1/2、小規模・再生2/3 【グローバル枠】 ・3,000万円 (3,100～4,000万円) ・中小企業1/2、小規模2/3 ■大幅賃上げ特例（補助上限額を上乗せ） : もの補助100万円～1,000万円、省力化投資100万円～2,000万円 ■最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引き上げ、小規模・再生事業者は除く） : もの補助、省力化投資(一般型)	・750万円～8,000万円 (1,000万円～1億円) ・中小企業1/2、小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは 1/2もしくは2/3、1,500万円 を超える部分は1/3	・200万円～1,000万円 (300万円～1,500万円) ・中小企業1/2
補助対象 経費	建物費、機械装置費、ソフ トウェア費、外注費、専門 家経費	建物費、機械装置費、ソフトウ ェア費、外注費、専門家経費	建物費、構築物費、機械装 置・システム構築費、技術導 入費、専門家経費、運搬費、 クラウドサービス利用費、外注 費等	【共通】機械装置・システム構築 費（必須）、技術導入費、専門 家経費等 【グローバル枠のみ】海外旅費、 通訳・翻訳費、広告宣伝・販売 促進費	機械装置・システム構築費 （必須）、技術導入費、専 門家経費等	人手不足解消に効果があるロ ボットやIoT等カタログに登録 された省力化製品（自動券 売機、無人搬送車等）の導 入に要する費用
要件	・従業員数2,000人以下 ・投資額10億円以上 ・賃上げ要件あり	・投資額1億円以上 ・売上高100億円の実現を目指 す宣言を行っていること ・賃上要件あり	企業の成長・拡大に向けた 新規事業への挑戦、付加価 値額、給与支給総額、事業 所内最低賃金等の要件あり	付加価値額、給与支給総額、事 業所内最低賃金等の要件を全 て満たす3～5年の事業計画書 の策定及び実行	労働生産性、給与支給総額、 事業所内最低賃金等の要件 を全て満たす3～5年の事業 計画書の策定及び実行	労働生産性向上や賃上げ等 の要件を満たす事業計画に 基づいて、販売事業者と共同 で取り組む事業
公募	3次公募終了	3月 第1次公募要領公開 開始: 5月8日(木) 締切: 6月9日(月)	4月 第1回公募要領公開 開始: 6月中旬(予定) 締切: 7月10日(木)	4月 第20次公募要領公開 開始: 7月1日(火) 締切: 7月25日(金)	4月 第2回公募要領公開 開始: 4月25日(金) 締切: 5月30日(金) (公募回は年3～4回を予定)	随時受付中

グローバルサウス未来志向型共創等事業

令和6年度補正予算額等 総額約1,500億円(国庫債務負担行為等を含む)

通商政策局

(1) 貿易振興課、欧州課

(2) 総務課、アフリカ室

(3) 技術・人材協力室、南西アジア室

参考⑩

事業の内容

事業目的

グローバルサウスが抱える課題を解決することを通じて同市場の成長力を活かし、経済安全保障（サプライチェーン強靱化等）、日本国内のイノベーション創出（GX/DX）等を通じた日本企業の国内産業活性化を目指す。また、同時にグローバルサウス諸国との経済連携を強化する。

事業概要

(1) グローバルサウス未来志向型共創等事業

今後成長が見込まれる未来産業に関し、グローバルサウス諸国において、日本企業が現地企業と互いの強みを活かしながら、強靱なサプライチェーンの構築、カーボンニュートラルの実現等を共に実現する事業等を支援する。また、ウクライナ支援も対象とし、周辺国である中東欧諸国からの支援も含めて、ウクライナ復興に資する事業を推進する。

(2) グローバルサウス市場開拓に向けた支援事業

国内産業の活性化や強靱なサプライチェーンの構築等に向け、アフリカ等のグローバルサウス諸国とのビジネス関係拡大に資する事業案件を発掘・組成するための現地情報の収集・提供やビジネスイベントの開催等を行うとともに、必要な支援体制を強化する。

(3) グローバルサウスとの連携強化に資する共創型技術人材交流事業

GX/DX人材等の育成、高度外国人材受入れの支援強化や第三国との共同事業、現地スタートアップエコシステムへの接続による経済関係の深化等を通じ、サプライチェーンの強靱化、日本企業のグローバル化及び国際競争力の強化を目指す。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

<1次公募期間:5/12~6/5>

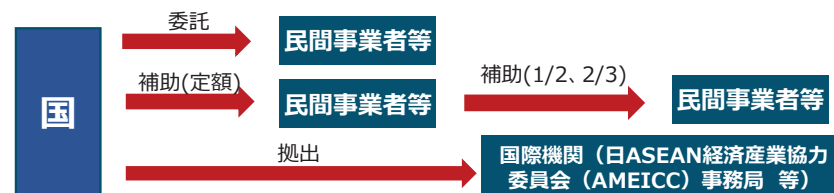
(1) グローバルサウス未来志向型共創等事業



(2) グローバルサウス市場開拓に向けた支援事業



(3) グローバルサウスとの連携強化に資する共創型技術人材交流事業



成果目標

- 大型実証、小規模実証、FS等の実施を通じて、将来的な日本企業の海外インフラ等の受注を目指す。
- 研修・寄附講座開設等による人材育成、ジョブフェア・インターンシップ実施等による高度外国人材の獲得・活用等を通じ、グローバルサウス諸国における市場・収益機会を拡大する。